総務省からのお知らせ

～電波利用料の納付について～

年　月　日

殿

８６０－８７９５
熊本県熊本市西区春日２－１０－１

九州総合通信局

整理番号　Ｈ

債権整理番号

近年、無線局の数が急速に増加している一方で、不法無線局の急増や重要な通信が妨害される等の問題も多発しており、電波監視の強化と事務処理の効率化が大きな課題となっています。

電波利用料制度は、こうした課題に対処するために必要な経費を、受益者である無線局の免許人等の方々にご負担いただく制度で、平成５年４月１日から施行されております。

しかし、残念ながら、さきに貴殿にご負担をお願いした電波利用料が完納されていません。電波利用料は、①　電波監視業務の充実、②　総合無線局監理システム（ＰＡＲＴＮＥＲ）の整備、③　周波数ひっ迫対策のための技術試験事務及び電波資源拡大のための研究開発等、④　標準電波の発射、等の事務に必要な費用に充てることとしていますが、ご負担いただけない場合は、これらの事務の実施が困難となり、最終的に免許人等のみなさまにご迷惑をかけることとなりますので、さきに送付した納入告知書により最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は電子納付により速やかに納付してください。ただし、電子納付では領収書は発行されませんので、ご注意ください。

電子納付する場合に必要な、収納機関番号等は次のとおりです。

収納機関番号	納付番号	確認番号

督促状に記載されている指定期限までに納付されない場合には、貴殿の財産に対して国税滞納処分の例により強制的に差押えを実行することとなりますので、充分ご注意ください。

なお、納入告知書を亡失された場合又は疑問の点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。　局種：　　免許等の番号：

なお、今回督促しました電波利用料については、電波法施行規則第５１条の１４の規定により延滞金を納付する必要はありません。

問い合わせ先：０９６－３２６－７８４３
納入告知書がない方へ：納入告知書によらなければ金融機関等の窓口では納付できません。
ハガキ等に住所、氏名（名称）、電話番号及び督促状左上部の１１桁の番号を記載のうえ、当局あて請求してください。（ＦＡＸも利用可能：０９６－３５６－３５２３）

※　既に納付されているときは、本状と貴殿の納付とが行き違いとなったものと思われますので、あしからずご了承ください。